

第189回統計委員会 議事録

1 日 時 令和5年2月21日（火）15:00～15:58

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

椿 広計（委員長）、津谷 典子（委員長代理）、秋池 玲子、伊藤 恵子、川崎 茂、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、菅 幹雄、富田 敬子、櫛 浩一、福田 慎一、松村 圭一

【臨時委員】

宇南山 卓、加藤 久和、小西 葉子

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、内閣府大臣官房政策立案総括審議官、総務省統計局統計局長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長

政策統括官（統計制度担当）：阪本政策統括官、稲垣統計企画管理官、上田次長

4 議 事

- （1）諮問第168号の答申「漁業センサスの変更について」
- （2）諮問第166号及び第167号の答申「医療施設調査及び患者調査の変更について」
- （3）部会の審議状況について
- （4）公的統計の総合的な品質向上の取組状況（統計委員会建議を受けた統計リソースの状況）について

5 議事録

○椿委員長 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第189回統計委員会を開催いたします。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、答申、部会報告などについて、説明があります。本日はこのような議事にしたいと考えます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 本日、事務局にて、ウェブ画面上に資料を投影いたしますので、委員の方々、説明者、質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名とページ番号をお示しいただくようお願いいたします。また、御質問される方、御回答される方、双方におかれましても、御発言の際には、冒頭、御自身のお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

○椿委員長 それでは、議事に入りたいと考えます。「諮問第168号 漁業センサスの変更の答申案」について、産業統計部会の川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。それでは、画面に漁業センサスの変更についての答申案を示していただいておりますので、それを見ていただきながら御報告したいと思います。

漁業センサスにつきましては、昨年12月の統計委員会で諮問されました後、1月11日の部会で一通りの審議を行いまして、その後、書面開催による部会で答申案の確認を行いました。その結果、本日の資料1のとおり取りまとめたというわけです。この内容につきましては、1月25日の統計委員会において既に部会報告としておおむねの方向性を御説明しておりますので、本日は説明を簡潔に済ませたいと思います。

では早速、資料に入ります。まず1の(1)「承認の適否」ですが、これは全体的な結論としまして、今回の変更については承認して差し支えないという判断をしております。

それから続きまして、「(2)理由等」ですが、その適否の判断理由の内訳が以下に続いております。まず、「ア 調査系統の変更」についてです。これはこの中で順番に記載してありますが、変更の全体図は表1にまとめたとおりです。これまでに調査系統として農林水産省の地方統計組織が含まれていた②から⑥までの調査票の実施について、民間委託又は本省との事務分担を行いまして、地方組織の事務分担を削減するという計画になっております。この変更につきましては、部会としては、この後の(イ)に書いてありますとおり、これまでの調査系統の維持が困難である中で、調査を継続するための対応であるということで、民間事業者へのノウハウの引継ぎも含めて適切な対応が予定されているということなどから、適当としております。

続きまして、「イ 調査方法の変更」についてです。これにつきましては、今回の内容は、枠囲みで記載しましたa・b・cの3点ということでありまして、変更前後の内容を一覧にしたのが表2ということになります。これらの変更につきましてはの評価は、(イ)のところに書いておりますけれども、順番に申し上げますと、次のようなことです。まず、調査票①につきましては、郵送提出を導入するというので、これにつきましては、効率的な調査票の回収確保と、また、統計調査員の負担軽減に資するものであると考えております。それから、調査票の②から⑥までにつきましては、基本的に郵送、オンラインに統一するということとなりますが、これにつきましては、調査系統の変更と同様に、これまでの方法の維持が困難である中で今後も調査を継続するための対応であるということ。そして、調査全体を通じまして、農林水産省独自のシステムである「eMAFF」というシステム、これを用いたオンライン回答を導入するというので、これにつきましても、オンライン

回答率が伸び悩む中で、この調査のオンライン化を促進しようという試みであるということ、そのような全ての事情に鑑みまして、適当と判断しております。

なお、今回の変更に伴いまして、郵送回収の導入に伴う地方公共団体の事務分担とか、「eMAFF」を初めて使うわけですが、この周知について留意が必要であるということで、(ウ)の部分でこのことを付言しております。

それから続きまして、項目名の「ウ 調査の実施期間の変更」に進みます。これにつきましては、変更内容は表3にまとめているとおりでありますが、いずれの調査票につきましても、調査期間を2か月に拡大しまして、この調査期間において、地域の実情を踏まえて、調査票の配布・回収について柔軟に対応できるようにするという内容となっております。これにつきましては、(イ)に記載しておりますとおり、引き続き円滑な統計調査の実施を確保するとともに、事務負担に配慮するものであるということで、適当と判断しております。ただし、特に調査票①については、報告者数も多く、地方公共団体との間での業務スケジュールの認識共有や配慮が必要であるということがありますので、その旨を(ウ)に付記しております。

最後に、「エ 報告を求める事項の変更」についてです。今回の変更につきましては、4ページの表4に書いてあります。ここの変更内容は小規模な変更であり、これについては利活用上の必要性を踏まえたものであるということで、また、追加事項もそれほど多いものではなくて、報告者の負担増も限定的と考えられるとの理由から、適当と判断しております。

以上が答申案の概要です。私からの説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○**椿委員長** 御説明ありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

福田委員、よろしくお願いいたします。

○**福田委員** 基本的には、調査方法の変更は私も適切だと思います。時代の新しい流れの中でそういう試みというのは非常に大事なのだらうと思います。

ただ1点だけ、利用される調査方法が郵送からオンラインに変わったときに、統計の性質が変わらないかということは常にやっぱり気にかける必要はあるのだらうと思います。郵送で聞く場合と、それから、オンラインで多数の人に聞く場合で、答え方あるいは統計の性質が少し変わる可能性がないかどうかというのは、事後的な検証にはなるかもしれませんが今後の課題です。デジタル化の調査というのは不可避で、それをどんどん推進していくということは私も非常に重要だということはその通りだと思いますけれども、今までの郵送あるいは対面等でやっていた調査と新しい時代の調査方法で統計の性質が変わるのかどうかということは個人的には非常に関心があります。そういうことは今回の件だけではないと思いますが、全体として少し心配りしながらこういう改革をしていくということは大事ではないかと思います。

以上です。

○**椿委員長** 御意見ありがとうございました。何かこの点につきまして、御回答ございましたでしょうか。これはこの調査に限らず今後出てくる問題ではないかなと承知しました。

○川崎委員 よろしいでしょうか。

○椿委員長 川崎委員、よろしく申し上げます。

○川崎委員 福田委員、どうも御意見ありがとうございました。おっしゃるとおり、やはり調査方法の変更が統計に影響を与えるかどうかというのは、気をつけて観察する必要があります。今後とも、これはこの調査に限ったことではありませんけれども、このようなオンラインを導入することの影響というのは統計作成部局においてよく見ていただきたいと思います。

ただもう一方で、一般論で申せば、多分紙の調査票よりもオンラインの調査票の方が、一般にはリアルタイムのチェックですとか、入力したところでのチェックがかけやすいということで、恐らく回答の精度は良くなることが多いとも思われます。

それから、公的統計の調査票は大体そうなのですが、聞いている事項としては、意識ではなくて事実を聞いているわけです。ですので、それほど調査事項に対する記入が大きくぶれることはないだろうと思います。これは対比して申し上げますと、意識調査、世論調査のようなものと、例えば質問をどういう順番に並べるかとか、そういう微妙なレイアウトなどによって回答の精度への影響とか、期待したとおりの回答が得られるかというところに関わることが起こり得ると思いますけれども、公的統計の場合は事実関係を聞いているものがほとんどであって、かつ調査票をある程度練った上で調査しているということでもありますので、大きな影響が出ないことが多いと見てもよいだろうとは思いますが、ただ、油断せずにちゃんと観察をしていくことが必要だと思えます。その点は是非今後とも各統計において留意していただけたらと思います。

大変重要な御指摘ありがとうございました。以上です。

○椿委員長 川崎委員、どうもありがとうございました。

福田委員、よろしいでしょうか。

○福田委員 結構です。ありがとうございました。

○椿委員長 どうもありがとうございます。ほかに御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。調査の実施環境が変化する中で、調査を継続する体制をいかに確保するかは、これはどの調査においても重要な課題ですけれども、今回の漁業センサスの変更では、主に、調査系統や調査方法などを見直すことで、事務負担の軽減や、調査票の効率的な回収への配慮が図られているほか、オンライン回収を進めるため、新たな試みも予定されているところです。

これらの取組により、引き続き円滑に調査が行われることを期待したいと思います。先ほどありましたけれども、調査系統の変更、調査方法の変更ということに関して、どのような影響があるか。事実に関する調査でございますので、川崎部会長からあったとおりに、それほど大きな影響はないのかもしれませんが、引き続き留意していただく、ということも必要かと存じます。

いずれにせよ、これらの取組によりまして、引き続き円滑に調査が行われることを期待したいと思います。

それでは、答申案についてお諮りしたいと考えます。漁業センサスの変更についての本委員会の答申案は、資料1の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○樫委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりとしたいと思います。

川崎部会長を始めとして、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移りたいと思います。「諮問第166号及び第167号 医療施設調査及び患者調査の変更の答申案」について、人口・社会統計部会の津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。津谷でございます。それでは、医療施設調査及び患者調査の変更に関する答申案について御報告いたしますが、具体的な御説明の前に口頭で一言申し上げます。

今回の部会審議では、本来の諮問事項である両調査の変更についての審議と、昨年8月に出された統計委員会建議で指摘された医療施設動態調査に関する課題への対応状況の確認という二つの柱がございました。このうち、最初の柱である調査計画の変更については、昨年12月の統計委員会で諮問された後、本年1月16日の部会で一通りの審議を終え、その後、2月7日の部会で資料2のとおり答申案をまとめましたので、本日御報告する次第です。ただ、内容的には、1月25日の統計委員会において、部会報告としておおむねの方向性を御説明しているところですので、今日の御説明は簡潔にしたいと思います。

なお、もう一つの柱である建議対応につきましては、2月7日に開催した部会において重点的に審議を行いました。こちらについては本来の諮問事項ではございませんので、その結果は、後ほど部会の審議状況という議題の中で別途御報告したいと思います。

それでは、資料2を御覧ください。まず、「(1) 承認の適否」です。全体的な結論として、今回の変更については承認して差し支えないと判断しております。

個々の変更事項については(2)で順に記載しておりますが、最初に、「ア 報告を求める事項の変更」についてです。こちらは医療施設調査に関する変更となります。調査事項の変更一覧は図表1にまとめたとおりですが、部会としては、2ページの中ほどの(イ)に記載のとおり、医療政策の優先課題への対応やほかのデータの整備状況を踏まえた本調査での把握の必要性などを考慮したものであることから、適当としております。

次に、「イ 公表時期等の変更」についてです。こちらは医療施設調査と患者調査の両方に該当する変更となります。確定数の公表を早期化し、それを前提として、前回調査で暫定的に行われた概数公表を取りやめ、公表を確定数に一本化することが計画されております。この変更については、前回答申時の課題への対応でもあり、利活用ニーズのより高い確定数の公表を早期化するものであることから、適当としております。

次に、「ウ 標本抽出についての調査計画上の記載修正」についてです。こちらは患者調査に関する変更となります。標本抽出の手順について、厚生労働省が実施する一般統計調査である受療行動調査における標本抽出との関係を調査計画に追記するというものですが、

これについては、P D C Aサイクルの一環として行われた自己点検の結果を踏まえ、調査計画をより明確にしようとするものであり、適当と判断しております。以上が今回の変更内容に関する部会としての評価になります。

最後に、前回答申における今後の課題への対応状況ですが、2点ございます。4ページに記されておりますが、1点目は、オンライン調査の更なる推進です。前回調査の際にくつか取組がなされ、それもあってオンライン回答率は伸びておりますが、今回も、令和2年調査における対応の継続に加えて、コールセンターの更なる拡充や電子調査票の拡充などが予定されており、適当と判断をしております。2点目の調査結果の適切な公表については、公表時期等の変更の部分で申し上げたとおりですので、割愛いたします。

答申案について、私からの説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○椿委員長 答申案の御説明ありがとうございました。津谷部会長からも御説明がありましたけれども、今回の審議では、調査計画の変更案についての審議に加え、統計委員会の建議で指摘した課題への対応状況についても併せて確認していただきました。今御報告いただきましたのは、このうちの調査計画の変更についての答申案でした。

ここまでにに関して、何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめさせていただきます。今回予定されている変更では、医療政策の優先課題への対応や代替データの整備状況を踏まえた調査事項の変更や、あるいはニーズの高い確定数の公表早期化が図られるなど、利用者にとって有用な変更であると思います。また、自己点検に基づく調査計画の改善は、P D C Aサイクルの有効性を示していただいた一例と考えられます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。医療施設調査及び患者調査の変更についての本委員会の答申は、資料2の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○椿委員長 どうもありがとうございました。それでは、答申案のとおりとしたいと考えます。

津谷部会長を始め、人口・社会統計部会に所属されました委員の皆様、部会での審議、どうもありがとうございました。感謝申し上げます。

それでは、次の議事に移ります。部会の審議状況についてです。引き続き人口・社会統計部会の案件となりますけれども、今度は、先ほど津谷部会長から最初に説明がありましたように、昨年8月の統計委員会建議で指摘した医療施設動態調査に関する課題への厚生労働省の対応状況につきまして、津谷部会長から、部会での審議結果の御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。津谷でございます。それでは、統計委員会の建議対応について御報告をいたしますが、その前に、資料3の構成について簡単に御説明申し上げます。

まず、「1」では、建議についての基礎的な情報として、令和3年12月以降、今回の部会審議に至るまでの経緯について簡単に記載しております。その上で、2ページから3ペー

ジにかけての「2」において、建議で示された課題への厚生労働省の対応状況を記載し、4ページ以降の「3」で、建議課題に対応する過程で厚生労働省が新たに認識した事実とその対応状況について記載をしております。そして、それぞれについて、部会での審議結果を記載するという形式でこの報告をまとめております。

それでは、資料の説明に入りたいと思います。「1」はこれまでの経緯ですので簡潔に申しますが、令和3年12月の不適切事案発覚に伴う統計委員会における公的統計品質向上のための特別検討チームの設置、そして、そこでの遅延調査票の点検について触れた上で、(3)で建議において医療施設動態調査について示された課題を記載いたしました。課題は大きく分けて二つあり、一つ目が、遅延調査票の処理方法について公にすること、二つ目が、遅延調査票の遡及反映を含め集計の在り方を検討するとともに、遅延の原因を確認し、改善策を検討することです。また、(4)になりますが、建議では、調査の集計プロセスについて、総務省が統計委員会と連携して審査の際に確認するということが記載されており、これを受けて、(5)に記載のとおり、今回の諮問審議の機会を捉えて、建議対応についても確認することとした次第です。

以上が経緯となりますが、次に、医療施設動態調査の様々な課題について厚生労働省がどのように対応しているかについて、「2」以降で御説明したいと思います。

まず「2」は、建議で直接指摘された課題への対応となります。一つ目の課題である遅延調査票の処理方法の公表については、昨年12月に厚生労働省ホームページに掲載済みとなっております。

二つ目の課題につきましては、複数の検討事項がありますので、まず月別集計の目的や利活用を踏まえて月別集計の必要性を整理した上で、「ア」に記載のとおり、現在の月別集計の方法を今後も維持するとの結論を出しております。資料には、統計の継続性とのみ記載をしておりますが、統計を作成する実務面からいえば、遅延調査票と一言で申ししましても、何か月前の事案であるかについては様々でございます。それをタイトなスケジュールで行っている月別の集計作業の中でその都度反映していくことは、現実問題として困難といったこともあろうかと思えます。

そうであるならば、遅延調査票の事由発生時期の状況を、年報の方で反映できないかというのが「イ」となります。厚生労働省は、令和6年11月に予定されている令和5年医療施設静態調査の公表に合わせ、この動態調査の年報について、事由が発生した時期を反映した集計についても公表する方針を明確にされており、3ページの検証概要に記載したとおり、今後約1年かけてそれに向けた検証作業を行うこととしております。

また、遅延調査票の発生原因の確認等については、「ウ」に記載のとおり、昨年11月に令和4年9月分の動態調査票を対象に行われております。この資料では、確認結果の主だった部分のみを枠囲みの上段に示しておりますが、調査票全体に占める遅延調査票の割合は、令和4年9月分で申しますと8.5%、1割弱といったものでした。遅れの原因としては、都道府県等が動態調査票を作成する前提となる医療施設に起因する遅延が約6割、都道府県等の経由機関に起因する遅延は約3割となっております。前者の主な理由としては、医療施設の開設者が亡くなったことなどにより届出が遅れたというもの、また、後者の主な理

由としては、今般のコロナ対応を含め業務の多忙といった状況もあろうかと思いますが、保健所等における動態調査票の作成遅れがあったというものでございました。

これらを踏まえた遅延調査票の発生抑制策については、枠囲みの下段に示しております。まず医療施設への対応ですが、これは統計調査の手続ではなく、医療法上等の手続の問題ですので、医療法などを所管する部局と連携して、届出を遅延なく提出するよう協力を求めるとしております。また、動態調査票を作成する都道府県等への対応としては、これは基本的なことの徹底ということになるかと思いますが、医療施設からの届出等の受理後、速やかに動態調査票を作成する旨を定期的に周知することとしております。

以上が建議で指摘された課題についての厚生労働省の対応状況ですが、部会としましては、全ての課題について対応済み又は対応に着手されており、適当と判断をいたしました。対応の効果も含め、今後の推移に期待をしているところでございます。なお、審議の過程において、年報の集計方法の検証などこれから行う取組について、工程表を整理して適切に進捗管理することが重要との御意見が部会構成員より示されましたので、その旨を付記しております。

次に、「3」として、建議課題に対応する過程で厚生労働省が新たに認識した事実と、その対応状況について記載をしております。これは昨年12月の統計委員会で医療施設調査が付議された際に、追加資料を用いて政策統括官室から御説明いただいたものですが、ここには大きく分けて2点ございます。

まず（1）ですが、遅延調査票とは異なる報告形態への対応でございます。図表1で動態調査票の一部を載せておりますが、「届出受理又は処分等」の欄については、その上にも記載しておりますとおり、厚生労働省は、以前から、医療施設で事由が発生した年月日を記載するよう求めております。しかし、先ほど御説明した遅延調査票の発生原因の確認過程で、一部の自治体から、事由発生の年月日ではなく、医療施設から都道府県等に対して届出がなされた年月日で記入しているとの回答が寄せられたとのこととございました。図表2ではこれを便宜上c a s e IIIとしておりますが、要するに、医療施設での事由発生日が調査票に記載されていないため、過去の案件でありながら、厚生労働省が遅延分と認識できなかったケースになります。これは、便宜c a s e IIと示しているもの、つまり、建議を取りまとめる過程で遅延調査票と定義されたものが、厚生労働省において遅延分であることを認識できるというものとは異なります。

この新たな報告形態を認識したことを受け、厚生労働省は、それぞれの報告形態の規模感について、都道府県に対して改めて確認をいたしました。その結果が5ページの図表3となりますが、今回発見されたc a s e IIIは全体の3%程度と少ない上に、発生していた県も47都道府県中11県という状況とございました。また、「ウ」に記載のとおり、一部の県以外は1件ないしは2件の発生で、単発の記載ミスと考え得るものでした。

これを受けまして、厚生労働省は、「エ」に記載のとおり、c a s e IIIの防止策として二つ挙げております。一つ目は、c a s e IIIが多数発生していた県に対して、本来の記入方法を再徹底するとともに、これは他県においても起こり得ると考えられることから、全ての都道府県等に対して継続的に周知を徹底するということです。二つ目は、動態調査票の

「届出受理又は処分等」という欄の項目名自体が誤記の原因の一つになり得ると考えられることから、誤解の生じない表現、例えば「事由発生又は処分」のような項目名とするよう、今後調査票の様式を修正する予定とのことでした。矢印の下になりますが、部会といたしましては、これらの取組について、c a s e Ⅲの発生防止のための適切な対応と考えられるということで、適当と判断をいたしました。

最後に、6ページの(2)住居表示の変更情報の取扱いについての調査計画への追記でございます。こちらは、「イ」の注に記載しておりますが、厚生労働省が動態調査の調査計画を再確認する過程で認識されたものでございます。本調査は、基本的に医療施設から出された届出等の情報に基づいて都道府県等が調査票を作成いたしますが、調査結果から作成する医療施設基本ファイルをより正確に更新、変更するという観点から、医療施設の住居表示に変更があった場合については、法令上の手続はございませんが、都道府県等が情報を把握した都度、動態調査票を作成することになっております。しかし、住居表示の変更に関する情報は、専ら医療施設基本ファイルを更新するために用いるものであり、集計には用いられておりません。とはいえ、その取扱いについて、現在の調査計画には明記されておられません。そこで、これを調査計画に追記するというもので、部会としても調査計画をより明確に記載することを適当と判断いたしました。

私からの御説明は以上となりますが、現状においては、建議での指摘事項を含め、厚生労働省として着実に対応しているというのが、部会としての全般的な認識でございました。よろしく願いいたします。

○**椿委員長** 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあれば、よろしく願いいたします。

清原委員、よろしく願いします。

○**清原委員** 清原です。津谷部会長、御説明ありがとうございます。私は、この度、人口・社会統計部会が、資料3のように統計委員会の建議において提起された課題への厚生労働省の対応等に関して丁寧に御審議いただいたことにまず敬意を表し感謝いたします。

この御説明を伺っておりまして、私も特別検討チームのメンバーとして「公的統計の品質向上」について議論をさせていただいた委員の一人でございますけれども、それを反映して建議として示されたことを受けて、改めて今までの公的統計の「遅延調査票」に係る課題について再点検をしていただくとともに、この度は厚生労働省におかれては、徹底的な再検討をする中で、2ページ以降にありますように丁寧な対応をしていただきました。それだけでなく、4ページ以降、建議における課題への対応過程で明らかになった事項についても見逃さずにその対応を図られたということは、他の府省庁においても大いに役に立つ取組ではないかなと受け止めているところです。

すなわち、この場合ですと、調査を担当される都道府県等の担当者もやはり人事異動等で交代があるわけでございます。したがって、もちろんその中で適切な引継ぎはされていくとは思われますけれども、調査のマニュアルあるいは説明書に、やはりより分かりやすく丁寧に書いていくということの重要性が改めて確認されたと思います。例えば5ページに書かれておりますように、今回検討していただいたc a s e Ⅲの防止策について、もち

ろん全都道府県等に対して継続的に周知徹底を行うということだけではなくて、●の二つ目にありますように、今後例えば「事由発生又は処分」のような誤解の生じない項目名となるように調査票の様式を修正する予定であるとか、すなわち、誤りを繰り返さないための工夫、そして、取組、改善策ということが具体的に継続的に示されていくということが確認されたと思います。

今回の部会での御検討の御報告を是非、厚生労働省だけではなくて、ほかの府省庁にも共有をしていただいて、今まで「遅延調査票」についての対応に誤りはなかったけれども、ひょっとしたらそれ以外のところで参考になるような、誤りを防ぐ取組があると思いますので、是非共有していただければと思います。部会及びこの間迅速に対応していただいた厚生労働省の皆様に感謝し、それを公表することの意義を確認したいと思います。

以上です。どうもありがとうございます。

○**樫委員長** 清原委員、どうもありがとうございました。非常に今回の対応を評価いただいていると考えましたけれども、厚生労働省から何か御回答することございますか、よろしいですか。

○**岸本厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）** 厚生労働省の政策統括官の岸本でございます。委員の皆様には御審議と御指導、大変ありがとうございます。この度、医療施設調査・患者調査の変更の諮問に加えまして、建議対応につきまして私どもなりに取り組んだ中で出てきました疑問点についても、総務省に御相談をさせていただき、また、統計委員会の方でもそれを見ていただくということをお願いをさせていただきました。

このようなcaseⅢのようなことはもちろん起こらない状態ですと続いているならばそのほうがいいわけですが、起こっていたことを発見いたしましたので、そのことをまずは御説明申し上げるとともに、今後の対処方策についても私どもなりに考えたことについて、委員の皆様のお知見を御指導いただきたいと思います。こうした場合でございますが、御審議いただいて、津谷部会長におまとめいただき、また、コメントもいただきましたので、それを踏まえて更に統計の品質向上について努力を重ねてまいりたいと考えております。

○**樫委員長** 御回答ありがとうございます。どうもありがとうございます。

○**清原委員** ありがとうございます。

○**樫委員長** いかがでしょうか。ほかに御意見、御質問等あれば、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

それでは、取りまとめに入りたいと思います。建議で指摘させていただいた事項への厚生労働省の対応につきましては、今の御報告にありましており、全ての事項について対応済みあるいは既に着手しているという状況であることを確認できました。

また、指摘事項に対応する過程で新たに認識された事項についても、都道府県などへの必要な周知を継続するほか、調査計画の更なる明確化も予定されているということで、現状において適切な対応と考えます。委員からも御指摘ありましたように、厚生労働省の対応、この種の対応について、全府省によいこととして展開していただくようなことも重要

ではないかと思いました。

それでは、資料3の報告内容につきまして、統計委員会としても了承とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○**樫委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

津谷部会長を始め人口・社会統計部に所属された委員の皆様、部会での丁寧な御審議、どうもありがとうございました。

○**津谷委員** ありがとうございました。

○**樫委員長** それでは、次の議事です。総務省におきまして、公的統計の総合的な品質向上の取組状況、特に統計リソースの状況について取りまとめたということでございます。総務省政策統括官室から御説明をお願いしたいと思います。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官** それでは、資料4に基づいて御説明を申し上げたいと思います。

例年、翌年度の予算の政府案が固まって、統計リソースの状況を統計委員会の場でも御報告をしているところですが、今年については、去年の8月、公的統計の品質向上に向けた建議を頂きましたので、それを受けた取組状況について、統計リソースの状況を併せて御報告をしたいと考えております。

それでは、右下の番号で1ページ目を御覧いただければと思います。まず、概要でございます。繰り返しになりますけれども、去年の8月、「公的統計の総合的な品質向上に向けて」という統計委員会建議を頂きまして、その同日、別紙でつけておりますが、建議に盛り込まれた取組に着手するため、今後の工程表を各府省の統計幹事で申し合わせたところです。

その次の二つ目の丸です。建議の取組のうち、一部は既に着手しておりまして、例えば、幹部職員の意識改革を図るマネジメント研修については、去年の9月に実施しております。また、業務マニュアルの整備ということで、統計作成ガイドブックの0.8版を作っております。それから、統計作成プロセス診断ということで、こちらも実際に走っておりますけれども、このようなことに取りかかるとともに、体制強化やデジタル化など、リソースが必要なものはしっかり要求をしているところでございます。今後、今まさに統計委員会で御審議いただいております公的統計基本計画の中で、総合的な品質向上に係る取組を計画的に実行していくということになります。

このページの下半分に、統計リソースの状況について、令和5年度の予算の政府案を中心に、主なものをピックアップしたので御紹介したいと思います。一部については令和4年度の補正予算が既に成立しておりますので、その取組も含まれております。大きくくりでいきまして、まず、統計作成プロセス改善ということです。まず一つ目のポツ、統計改革の基盤整備、品質改善等ということで、1.5億円が国土交通省の予算案としてついております。こちらは、マニュアルとか集計プログラム修正、そして、国土交通省で統計品質改善会議を立ち上げたということがございますので、それらの経費がこの中に入っているということでございます。

それから、二つ目のポツで、電子調査票の見直し等ということで、これは文部科学省の予算です。こちらは文部科学省で用意しております審査ツールとか集計システム等を改修するといった経費でございます。

それから、三つ目のポツで、統計処理システム更改の調達・工程管理等支援ということで、これは厚生労働省の予算です。こちらは厚生労働省で次期システムに移行するという計画を進めておまして、それに向けての工程管理等の支援の業務の経費ということでございます。

それから、四つ目のポツとして、こちらは予算ではなくて定員、人員の確保というお話ですけれども、点検、品質改善、再発防止等ということで、国土交通省で定員を確保しております。こちらは去年の8月に国土交通省で発表された統計改革プランの中で提言をされております統計改善プラットフォーム、このようなところで定員を確保したということでございます。

それから、二つ目の大きくくりで人材確保・育成というところがございます。一つ目のポツとして、オンライン研修等による統計人材の育成・充実ということで、これは総務省の予算です。こちらはオンライン研修のシステム運用とかコンテンツ作りといったような経費が入っております。それから、二つ目のポツとして、国土交通省の予算ですが、こちらは外部委託の拡充ということで、エラーチェック等のルーチン業務を外部委託するというような経費でございます。それから三つ目のポツとして、府省の品質管理体制の強化、総務省40人、府省に配置と記載しています。こちらは後ほど別のスライドで御紹介をしたいと思います。それから、四つ目のポツの点検、品質改善等については、再掲でございます。

続いて、一番下の大きくくりのデジタル化等を御覧いただきますと、一つ目のポツといたしましては、統計データ利活用の推進、こちらは総務省の予算です。マイクロデータの提供等を進めるというような経費でございます。それから、二つ目のポツは、オンライン調査システムの利便性向上、汎用的な集計ツールの開発ということで、これも総務省の予算です。そして、三つ目のポツは、これは予算ではなくて定員ですけれども、府省の集計プロセス確認等のための体制整備、こちらにも別のスライドで後ほど御説明をいたします。

次に、2ページ目と3ページ目は、今紹介した建議に係る主な取組について、府省別かつ取組別のクロス表で大まかにまとめておりますので、併せて御参考までに御覧いただければと思います。

それから、4ページ目に進んでいただいて、先ほど別のスライドで御説明を申し上げると言ったのですが、建議を受けて、総務省で各府省を支援するという体制を強化しております。ちょっと図が入り組んでおりますけれども、上半分が各府省の統計作成体制で、下半分が総務省となっています。今回、下半分の総務省の中で体制強化をしておりますが、ポイントの一つ目が、左下の統計研究研修所という枠の中の真ん中にオレンジ色の人が3人いますけれども、こちらが「統計品質管理官」として新規で40人、定員として認められております。こちらが、今までの統計分析審査官に代わって、今までは公表前の審査とか誤り発見といったようなことを行っていたのですけれども、それにとどまらない、品質管理全般において中核的役割を担う者として「統計品質管理官」が認められたという

ことです。今までは内閣官房から各府省に派遣するという形を取っておりましたが、総務省の統計研究研修所の身分を有して各府省に配置するというものでございます。こちらは、去年の統計委員会の議論の中でも、統計分析審査官については、今、時限で5年間ということがあって、できれば恒常化してほしいというような御意見も賜ったところでございますけれども、今回、恒常定員として認められたということでございます。

それから、その統計品質管理官の活動を支える者として、こちらにも建議で言われましたけれども、左端の「統計品質アドバイザー」については、定員ではなくて予算という形で頂いております。これは民間の有識者等から品質管理のサポートをいただくというものです。

それから、今度は右のほうに政策統括官（統計制度担当）ということで、まず統計審査担当で新規の10人とありますが、こちらが先ほど1ページ目にあったものです。こちらは建議で審査の機会に集計プロセスについても確認をするというような取組が盛り込まれたということ踏まえて、それを担う審査担当の職員として新規で10人の定員が認められたということでございます。

そして、右端に行って、統計作成プロセス診断担当で新規2人とありますが、こちらにも統計作成プロセス診断をしっかりとやっていくということで定員が認められたということでございます。

あと、いわゆる標本設計とかそのようなサポートをいただくような「統計技術アドバイザー」も新規で予算が認められました。

このような総務省の体制強化を経て、上半分の統計作成府省において、品質管理全般、そして、各統計作成プロセスにおいていろいろな助言をしていくという体制を総務省の方で築いて、これは定員とか予算とかという枠の仕組みの話ですけれども、この中身を、いわゆる魂を込めるといいますか、実際にワークさせるための業務設計の詳細化等について、今、各府省と相談しながら体制づくりに努めている状況でございます。

最後に、5ページ目です。こちらは御参考までに、例年まとめております統計関係予算、そして、国の統計職員数でございます。統計関係予算は、今、冒頭で紹介したのは建議に関する予算のみでしたけれども、国の統計関係の全体の予算は、こちらの388億円ということで令和5年度政府案として措置をされております。一方で統計の職員数ということで、これは4月1日時点の実員ベースですので、まだ5年度の数字はないのですが、このような格好で例年まとめておりますので、この場で御参考までに提供させていただきます。

総務省からの御報告は以上でございます。

○樫委員長 御説明どうもありがとうございました。それでは、ただ今の御説明につきまして、何か御質問などあればよろしくお願ひいたします。

福田委員、よろしくお願ひいたします。

○福田委員 基本的には適切な御説明だったと思いますし、私も進めていただくのがいいと思いますけれども、1点だけ、デジタル化がうたわれていて、統計のデジタル化というのはこれから不可避だということになっていくと思うのですが、そのときに、統計

人材といいますか、人材確保・育成という点でも、今までとはやっぱり少し違うタイプの人材も必要になってくるのではないかと思います。対面でやっていた時代あるいは紙ベースでやっていた時代の統計を扱う人材と、それから、これからはデジタル化社会の中での統計、デジタルに関してある程度の知識を持った人材もこれまでとは違う形で大事になってくると思います。「統計技術アドバイザー」あるいは「統計品質アドバイザー」の方に関しても、そのようなデジタル化にも対応できるような方をできるだけ充実していただけるよう御留意いただければと思います。

以上です。

○**樫委員長** 御質問ありがとうございました。3ページぐらいのところにデジタル化というところに人の配置があるような表もあるのですが、これについて何か、今の点も含めて御説明等ございますか。特によろしいですか。

○**山形総務省政策統括官（統計制度担当）付統計改革実行推進室参事官** 福田委員、貴重な御意見をありがとうございました。ちなみに、1ページの一番下のデジタル化等と書いてある部分ですが、これは短いワーディングにするためにデジタル化等としたのですが、実際にここにデジタル化以外のものも少し混じった形で表現をしています。その部分は少し誤解を招くかもしれません。

○**樫委員長** なるほど。福田委員がおっしゃられたようなことは、先ほども御説明があったけれども、魂を入れるところの中できちんとデジタル化に対応できる人材育成、今回御説明いただいた統計品質管理官も含めて統計研究研修所の中に配置されるということですので、その部分の人材育成も非常に重要な観点ではないかなと思って聞かせていただきました。

福田委員、むしろこれから少しそういうところにきちんと人材を、総務省の中で各省に行かれる方の人材育成なんか非常に重要になるのかなと思っておりました。よろしいでしょうか。

○**福田委員** 結構です。ありがとうございました。

○**樫委員長** いかがでしょう。ほかに御意見、御質問等あればよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、私からコメントしたいと思います。昨年8月の建議を受けた各府省の取組状況について、統計リソースの状況を中心に御報告いただいたところです。特に、総務省の体制強化によって、現在の統計分析審査官に代わって、総務省の統計研究研修所に身分を置く統計品質管理官が各府省に派遣されるとともに、総務省や民間のアドバイザーが日常的にサポートするとのことであり、これはまさにPDCAサイクルの中核を支える上での大変重要な取組と考えます。総務省におきましては、各府省の支援に向けて引き続き準備を進めていただくとともに、先ほどありましたように、まさに魂を込めるという、人材を育てていくという観点も含めて是非お願いしたいと思います。

統計委員会としても、引き続き各府省の取組を支援してまいりたいと考えております。各府省におかれましては、必要な統計リソースの確保に努めていただき、品質向上に確実に取り組んでいただくようお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日用意しました議題は以上となります。

それでは、次回の委員会の日程につきまして、事務局から連絡をよろしく申し上げます。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については調整中です。日時・場所につきまして、別途御連絡いたします。

以上です。

○椿委員長 以上をもちまして、第189回統計委員会を終了いたします。